

群馬県立女子大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、群馬県立女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、その他学位に関する必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 前項の学位に次の区分に従い、専攻分野を付記する。

学部又は研究科	学科、課程又は専攻	学位の種類
文 学 部	国文学科 英米文化学科 美学美術史学科 総合教養学科 文化情報学科	学 士（文 学）
国際コミュニケーション学部	英語コミュニケーション課程 国際ビジネス課程 グローバル・コミュニケーション課程 グローバル社会システム課程	学 士 (国際コミュニケーション学)
大学院文学研究科	日本文学専攻 英米文化専攻 芸術学専攻 複合文化専攻	修 士（文 学）
大学院国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	修 士 (国際コミュニケーション学)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文、修了制作又は課題研究（以下、「修士論文等」という。）の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の提出)

第4条 本学大学院の課程の修了による学位の授与を受けようとする者は、修士論文等を研究科長を経由して学長に提出するものとする。

2 修士論文等の提出期限は、研究科で定める。

(学位論文)

- 第5条 前条第1項の規定により提出する修士論文等は、1編とする。この場合において、参考として他の論文（以下「参考論文」という。）を添えることができる。
- 2 修士論文等（参考論文を含む。）の提出部数は、1部とする。
 - 3 研究科委員会において必要と認める場合は、修士論文等の副本及び訳文等を提出させ、又は修士論文等の内容について説明を求めることができる。
 - 4 受理した修士論文等は、返還しない。

(学位論文審査の付託)

- 第6条 第4条第1項の修士論文等を受理したときは、学長は、その審査を研究科委員会に付託するものとする。

(審査委員会)

- 第7条 修士論文等の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。
- 2 審査委員会は、研究科委員会において指名する3名以上の審査委員をもって組織する。この場合において、研究科委員会において必要と認める場合は、准教授及び講師を加えることができる。

(修士課程の最終試験)

- 第8条 審査委員会は、修士論文等の審査及びその修士論文等を中心として、これに関する授業科目について最終試験を行う。
- 2 最終試験は、口述又は筆記により行う。

(審査期間)

- 第9条 修士論文等の審査は、提出者の在学期間に終了しなければならない。

(審査結果の報告)

- 第10条 審査委員会は、修士論文等の審査及び最終試験を終了した場合は、修士論文等の内容の要旨及び審査結果の要旨並びに最終試験の結果の要旨を研究科委員会に報告しなければならない。

(審議)

- 第11条 教授会は、本学学則の定めるところにより、学部の教育課程修了について審議する。
- 2 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与について審議する。
 - 3 前項の審議にあっては、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位の授与を可とするには、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(学長への報告)

第 12 条 研究科長は、研究科委員会において学位の授与を可としたときは、修士論文等及びその内容の要旨に、修士論文等の審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を添え、その旨を学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会において学位の授与を否としたときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第 13 条 学長は、教授会又は研究科委員会の意見を聴いた上で、学位を授与できると認めた者に対しては、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 学位記の様式は、別記様式第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号とする。

(学位の名称)

第 14 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「群馬県立女子大学」と付記しなければならない。

(学位の取り消し)

第 15 条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科委員会の意見を聴いた上で、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学部及び研究科において定める。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学学位規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。